

社会教育法第23条の現在地

～公民館をもっと活用し、地域をよりよくするために～

公民館としての事業企画や貸出に関して、判断に迷うことがありますか。より地域の実情に合わせた人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点として活性化していく為に、社会教育法第23条の解釈を基に公民館としての立場を学ぶ機会とします。

日時 6月19日(木) 午後1時30分～3時30分
※受付開始午後1時00分

場所 松川町中央公民館「えみりあ」

講師 公益社団法人全国公民館連合会事務局次長

村上 英己 氏

参加費 無料 ※要事前申込



【社会教育法第23条とは】

社会教育法（昭和24年法律第207号）の公民館運営方針についての条項。公民館が営利や政治、宗教に関する特定の行為を行ってはならないことが定められているが、令和5年12月文部科学省より、社会教育を基盤とした地域づくりの拠点として、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営して行くことができるという解釈の周知が行われた。

【講師プロフィール】

公益社団法人全国公民館連合会事務局次長
雑誌「月刊公民館」編集長
2001年より全国公民館連合会に入職、全国の公民館の実態調査研究をしながら、各種研修集会のプロデュース、研修会講師など活動の支援をおこなっている。

*お申込みは裏面をご覧ください。

申込締切：6月12日（木）

主催：長野県生涯学習推進センター
共催：下伊那郡町村公民館運営協議会
館長・主事部会

【問合せ・申込先】

長野県生涯学習推進センター（担当）中田
〒399-0711 塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
E-mail: shogaigakushu@pref.nagano.lg.jp
ホームページURL: <https://www.pref.nagano.lg.jp/shogaigakushu/>

TEL: 0263-53-8822

FAX: 0263-53-8825

HP→

